

第七十九回  
貴族院議會

# 昭和十五年法律第六十九號中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

昭和十七年二月二日(月曜日)午前十時二  
十四分開會

○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ本委員  
會ヲ開催致シマス、本日ノ議題ハ、高等商

船學校及商船學校ノ移管ニ伴フ一般會計及  
學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律  
案、之ヲ議題ニ致シマス、御質疑ノアル方

ハ此ノ際御發言ヲ願ヒマス

○村上恭一君 此ノ法律ハ高等商船學校及  
商船學校ノ移管ニ伴フ必要トセラル、モ

ノデアルト云フコトハ能ク分リマスガ、此  
ノ規定ニ付キマシテハ若干了解シ難イ所

ガアリマスノデ、御伺ヒ致ス次第アリマ  
ス、今回高等商船學校及商船學校ガ遞信省

ニ移管セラレシタ結果、是等ノ學校ハ、  
最早文部省直轄學校デハナイト云フコトニ

ナックノデアリマス、ソレニモ拘ラズ、其ノ  
サウ云フ趣旨デ變態ヲ認メ、特例ヲ認メル  
爲ニ、此ノ法律ヲ御持ヘニナル、斯ウ云フ

コトニ了解シテ宜シノデゴザイマスカ  
○政府委員谷口恒二君 今回此ノ高等商

船學校及商船學校ガ移リマシタノデ、只今  
仰セニナリマシタヤウナ、所謂變態ヲ認メ  
ルコトガアリマセヌデモ、斯ウ云フ關涉ノ

問題ハ起シタ思フノデアリマス、仰セノ通  
リ變態ハ變態トモ申セヨウカトモ思フノデ  
アリマスルケレドモ、是等ノ學校ヲ遞信省

ノ所管ニ致シマスト云フコトガ、戰時中ノ

臨時ノ措置デアル、又サウ云フ臨時ノ事態  
ガ過ギタナラバ、元通り矢張り學校系統ハ、

直轄學校トシテヤルト云フノガ、是が建前  
デアリタイ、斯ウ云フコトガ根本ニアルノ

元ニ致シマスレバ、是ノ方ガ變態デナイン  
デアルト云フコトモ、或ハ申セルカト思フ

ノデアリマスルガ、要シマスルニ此ノ資金  
ヲハ只今御話ノ意味ニ於テ具體的ニ學校ハ

移リマシタケレドモ、學校及圖書館ヲ特別  
會計ニ残シテ置クト云フコトダケデナク、

ドウシテモ移スニ致シマシテモ、矢張リ此  
ノ關涉ニ關スル法律ハ必要デアッタ、左様

ニ考へテ居ルノデアリマス

○村上恭一君 ソレハ要スルニ言葉ノ立て  
方デアリマスカラ、ドチラデモ宜シウゴザ  
イマス、鬼モ角モ當局者ノ御趣意ハ分リマ  
シタ、堵、此ノ移管セラレマスル高等商船

學校、商船學校ハ遞信大臣ノ管理ニ屬スル  
モノデアリマスカラ、是等ノ學校ノ經濟ハ

デアリ、特例デアルコト思ヒマスルガ、  
サウ云フ趣旨デ變態ヲ認メ、特例ヲ認メル  
爲ニ、此ノ法律ヲ御持ヘニナル、斯ウ云フ

コトニ了解シテ宜シノデゴザイマスカ  
○政府委員(中村建城君) 只今ノ第一點デ  
ナックノデアリマス、ソレニモ拘ラズ、其ノ  
サウ云フ趣旨デ變態ヲ認メ、特例ヲ認メル  
爲ニ、此ノ法律ヲ御持ヘニナル、斯ウ云フ

ノ特別會計ニ屬セシメント云フコトハ變態  
デアリ、特例デアルコト思ヒマスルガ、  
サウ云フ趣旨デ變態ヲ認メ、特例ヲ認メル  
爲ニ、此ノ法律ヲ御持ヘニナル、斯ウ云フ

コトニ了解シテ宜シノデゴザイマスカ  
○政府委員(谷口恒二君) 今回此ノ高等商

船學校及商船學校ガ移リマシタノデ、只今  
仰セニナリマシタヤウナ、所謂變態ヲ認メ  
ルコトガアリマセヌデモ、斯ウ云フ關涉ノ

問題ハ起シタ思フノデアリマス、仰セノ通  
リ變態ハ變態トモ申セヨウカトモ思フノデ  
アリマスルケレドモ、是等ノ學校ヲ遞信省

ノ所管ニ致シマスト云フコトガ、戰時中ノ

然ルニ文部大臣ハ容易ニ之ニ同意シナイト  
云フヤウナ衝突ヲ其ノ間ニ生ズルコトハナ  
イデアリマセウカ、ト云フコトヲ私ハ氣

遣フノデアリマス、又此處ニ掲ゲテアリマ  
スル學校ハ現在存在スルモノニアリマスガ、  
或ハ近イ將來ニ於テ此ノ種ノ學校、即チ高

等商船學校又ハ商船學校ヲ別ニ新シク設置  
スルト云フヤウナコトモナイトモ言ヘマイ  
ト思ヒマス、サウシマスルト、既設ノ學校

ト新設ノ學校トベ會計ノ取扱上ニ若干の違  
ヒヲ生ズルト云フコトニモナルヤウニ思ハ  
レマス、是亦差支ナイモノニアリマセウカ、  
私共ハ多少ノ懸念ヲ感ズル次第デゴザイマ  
ス、會計運用ノ實際ニ即シテ適切ナ御答辯

ヲ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(中村建城君) 只今ノ第一點デ  
ナックノデアリマスガ、確カニ學校ノ保管方遞信大  
臣ニ移リマシテ、資金ノ一部ダケヲ文部大

臣ガ持ツテ居ルト云フコトハ、非常ニ異例デ  
ゴザイマスガ、唯學校全體ニ對シマシテハ

全ク遞信大臣ガ專管致シテ居リマシテ、從來  
ノ沿革デ、從來溜ツテ居リマシタ資金ダケ

ヲ、將來又此ノ學校ガ文部省ニ還ルコトヲ  
豫想シマシテ、文部大臣ガ從來通り持ツテ

居ルト云フコトニ致シテ居ルノデアリマシ  
テ、而モ其ノ學校ノ資金ニ付キマシテハ、

其ノ利子ダケシカ使ヘナイノデアリマスガ、  
其ノ充デマスノハドウ云フ工合ニ充テマス

般會計ニ於テ當該學校ノ經理ニ充テマス、  
ケルト云フコトデアリマス、サウシマスレ

バ、其ノ「當分ノ内」ト云フコトハ、此ノ規

斯様ナ仕組ニナシテ居リマスノデ、共管ト云  
フ形デハナイモノト承知シテ居リマス、將  
來高等商船學校、或ハ商船學校ガ創設サレ  
マシタ場合ハ、恐ラク現在ノ戰時中ハ、矢  
張リ是モ遞信大臣ノ所管ニナルト思ヒマス、  
其ノ場合ニ於キマシテハ、從來ノ沿革ガゴザ

イマセヌカラ、文部大臣ハ資金ヲ管理スルト  
云フ關係モ起ラナイモノト思ヒマス、尙此  
ノ學校毎ニ區分整理致シマスル資金ト申シ  
マスノハ、學校會計ニ於ケル特殊ノ資金デ  
アリマスノデ、若シ一般會計ニ於テ高等商

船學校、或ハ商船學校ガ出來マスレバ、是  
等ハサウ云フ風ナ特別ナ資金ハ生ジナイコ  
トニナシテ居リマスカラ、將來高等商船學  
校、或ハ商船學校ガ創設サレマシテ、ソレ  
ガ一般會計ニ屬シマスル資金ガ文部省トノ  
關係ハ生ジナイモノト、斯様ニ了解シテ居  
リマス

○村上恭一君 本法ノ第一項ニ「當分ノ内」  
ト云フ字句ヲ加ヘテアリマス、此ノ事ニ付  
キマシテノ御説明ハ、是等ノ學校ヲ遞信大  
臣ノ管理ノ下ニ置クト云フコトガ當分ノ處  
置ノ筈デアル、ソレ故ニ茲ニ「當分ノ内」ト  
云フ字ヲ加ヘタト云フヤウニ承シテ居リマ  
ス、私ハ此ノ法文ノ書キ方ニ付テ疑ヲ感ズ  
ルノデアリマス、御話ノ如ク是等ノ學校ガ  
遞信大臣ノ管理ノ下ニアルコトハ當分ノ内  
デアル、ソレ故ニ斯様ナ、特例ト云フノガ  
惡ルケレバ申シマセヌガ、斯様ナ規定ヲ設  
ケルト云フコトデアリマス、サウシマスレ

バ、其ノ「當分ノ内」ト云フコトハ、此ノ規

定ノ立法ノ理由ニハナリマス、併シ之ヲ法文ニ表現スル必要ハナイノデハナイカ、是等ノ學校ハ遞信大臣ノ管理ニハ屬スル、文部省ノ直轄學校デハナイ、併シナガラ其ノ資金ハ其ノ儘從前ノ通リニ存置スルト云フノデ宜シイノデアリマス、茲ニ「當分ノ内」ト云フコトヲ書ク必要ハナイノデハナイデセウカ、茲ニ「當分ノ内」トシマスト、又妙ナ誤解ヲ生ズル虞ガナインデモナイ、即チ此ノ資金ハ當分ノ内ハ斯ウシテ從前ノ儘ニ存置シテ置クケレドモ、廳テハ一般會計ニ繰入レルノデアルト云フヤウナ意味ニ聞エナクモナイヤウニ思ヒマス、要スルニ此ノ「當分ノ内」ト云フ字句ハ此所ニハ無用デハナイカト云フコトヲ感ジマスガ、如何デスカ○政府委員(谷口恒一君)此ノ學校ガ一般會計ニ移リマシテ、斯ウ云フ區分整理シタ資金ガ殘ツテ居リマスルコトハ特例デアリマスガ、御話ノヤウニ「當分ノ内」ト云フコトガアリマスル爲ニ、稍決ラナイ點ガアルト云フヤウナ御感想モ御尤モト思フノデアリマスケレドモ、矢張リ戰爭中、遞信大臣ノ所へ行ツテ居リマシテ、戰時ノ狀態ガ無クナリマシタ場合ニ於テ、文部省ノ方ニ還ツテ來ルト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソレ迄ノ所ハ矢張リ幾分決ラナイ點ガアリマスルノデ、其ノ點ヲ尙念ヲ入レマシテ、「當分ノ内」ト云フ言葉ヲ入レテ置イタノデアリマス、學校ガ一般會計ニ移リマシテモ、資金ハ永久ニ此ノ儘ジットシテ居ルト云フコトニ、大體サウ云フ方針デアルノデアリマスルケレドモ、矢張リ愈、引移リマス迄ノ間ハ、將來何等カノ變化ガ……、或ハ其ノ整理ガ付キマス迄ノ間ハ、定ラナイ點ガアリマスノデ、此ノ字句ヲ残シテ置

○村上恭一君 サウ先ノコト迄御心配ナサ  
ル必要ハナイト思フノデス、其ノ時ニ又情  
勢ノ變化ニ依ツテ新シイ規定ヲ要スルナラ  
其ノ時御作リニナレバ宜シイ、重ネテ伺ヒ  
マスガ、此ノ「當分ノ内」ハ從前ノ通り存置  
シテ置ク、其ノ當分ヲ經過シマシテ後、當  
分ノ後ニドウ變ルカト云フコトハ、當局ニ  
於テハチットモ考ヘテイラッシヤラナイ、其  
ノ當分ノ後モ矢張リ同ジコト、此ノ資金ハ  
特別會計ニ存置シテ置クト云フコトデアル  
ヤウニ思フノデアリマスガ……

○政府委員(谷口恒二君) 大體當分ノ後ニ於キマシテモ、是ハ此ノ學校ノ方ニ残サウサウ云フ氣持デ居リマス

○ 村上恭一君 ソレ故ニ「當分之内」ト云々 文字ハ無用ト、斯ウ私ハ思フノデスガ如何 デスカ

ノデアリマスガ、大體左様ニ心得テ居リマス  
スルケレドモ、是デ矢張リ全體ノ問題ト致シテ  
マシテハ、今ソレヲ斯ハ云フコトニ致シテ

居リマスノハ兩省ノ所管ニ於キマシテモ、此ノ方ガ全體ノ決リマス迄ノ間ハ、問題トシテハ當分ノ間デアルト云フコトニ致シテ。

置キマス方ガ、色々ノ點ニ於テ穩當デアルト云フ考ヘ方ヲ致シテ、之ヲ殘シタノデアリマス

○村上恭一君　ドウモ今ノ御答辯ニハ私ハ  
満足シ兼ネマスガ、併シ是以上ハ同ジコト  
ヲ繰返スバカリデアリマスカラ止メマス、  
次ニ本法ノ第二項ニ前項ニ該當スレモノクナ

次ニ本法ノ第二項ニ前項ニ記載ノルモニ除クノ外是等ノ學校ノ資金ハ一般會計ノ貯金屬ニ移スト云フコトヲ定メテアリマスル、此ノ學校別ニ區分整理スルコトノ出來ナリ。

モノ、ソレヲ一般會計ニ移スト云フノハド  
ウシテ出來ルノデセウカ、ソコデ餘程無理  
ナ計算デモナサラケレバ、一般會計ニ移  
ス金額ガ決ラナイ、現レテ來ナインデハナ  
イカト思ヒマス、是亦會計ノ實際ノ狀況ニ  
付テ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス  
○政府委員(谷口恒二君) 此ノ各學校毎ニ  
區分整理ハ致シテ居ラナイモノノ内デ、東  
京高等商船學校及神戸高等商船學校ノ用ニ  
供スルモノハ、一般會計ノ所屬ニ致スコト  
ニ相成ツテ居リマスノデ、東京高等商船學校  
及神戸高等商船學校ノ用ニ供シテ居リマス  
ル限リハ、大體明確ニ拾ヒ出スコトガ出来  
ルノデアリマス、例ヘバ東京高等商船學校  
ニ付キマシテハ、深川區越中島ノ學校ノ敷  
地デアルトカ、横濱市、其ノ他長崎市、佐  
世保市、吳市、東舞鶴市等ニアル所ノ官舍  
敷地、建物、斯ウ云フヤウニ東京高等商船學  
校ノハ分リマスルシ、又神戸高等商船學  
校ニ付キマシテハ、兵庫縣武庫郡本庄村ノ  
學校ノ敷地、建物、佐世保、吳、其ノ他兵  
庫縣武庫郡ニ所在致シテ居リマス官舍、敷  
地ノ類ハ、坪數、其ノ他明確ニ拾ヒ出スコ  
トガ出来ルノデアリマス  
○村上恭一君 サウ致シマスルト、ソレ等  
ノモノハ實ハ東京、神戸ノ兩高等商船學校  
每ニ、區分シテ整理スルコトガ可能デアッタ  
ノデスネ、ソレヲ何カノ都合デ怠ッテ居タ  
モノト、斯ウ心得テ宜シイノデスカ  
○政府委員(中村達城君) 實ハ學校ノ資金  
ニハ共通資金ニ屬スルモノト、ソレカラ區  
分整理致シマスモノハ特別ニ名前ハゴザイ  
マセヌガ、或ハ個別資金トデモ假稱致シマ  
セウカ、其ノ二ツガアルノデアリマシテ、  
後ノ個別資金ト申シマスモノハ、學校自身

デ節約等ニ依ツテ產ミ出シタ、謂ハゞ何ト申シマスカ、學校デ特ニ苦心ヲシテ產ミ出シタ金デゴザイマス、從ツテ其ノ外ノモノハ學校ノ建物トカ、或ハ敷地トカハ區分整理シ得ルモノデゴザイマシテモ、是ハ全般共通資金トシテ整理スル建前ニナッテ居リマス、唯自分ノ方デ歳入殘餘ト申シテ居リマスガ、歳出ヲ節約致シマシテ產ミ出シタ金ハ、整理シタ其ノ利子ヲ學校毎ニ使ハセラ、斯様ナコトニナッテ居リマスノデ、實ハ區分整理シ得ルモノハ區分整理スルト云フヤウナ建前デハナインデアリマシテ、其ノ點御了承ヲ願ヒマス、尙此ノ際チヨット御願ヒ申上ゲマスガ、一昨日私ガ昭和十五年法律第六十九號ニ關スル村上委員ノ御質問ニ對シマシテ御答へ致シマシタ點ニ付キマシテ、甚ダ恐縮デゴザイマスガ、多少訂正ヲ要スルヤウナ點ガゴザイマスノデ訂正サシテ戴キマス、御質問ノ要點ハ行賞ニ關スル資金ニハドウ云フモノガアルカト云フ御尋デアリマシテ、ソレニ對シマシテ、從來金鷄勳章年金ガ廢止サレマシテ、ソレガ一時賜金ニ變リマシタ、ソレガ一ツト、ソレカラ此ノ昭和十五年法律第六十九號ニ決メテアリマス一時賜金ト、死歿者ニ賜リマス特別賜金、斯様ニ三種類アルヤウニ申上ゲタノデアリマスガ、實ハ前二者ハ同ジモノデアリマシテ、金鷄勳章年金令ト云フモノガ廢止サレマスルト同時ニ、金鷄勳章ト賜金ト云フモノガ切り離サレマシテ、金鷄勳章年金ニ代ルベキモノデハナク、一般的ニ行賞賜金トシテ今回ノ昭和十五年法律第六十九號ノ中ニ含マレマス賜金ト云フモノガ、金鷄勳章ヲ賜リマシタ者ニモ同じヤウニ賜ルト云フコトニナリマシタノデ、結論ト致シ

マシテ昭和十五年法律第六十九號ニ決メマ  
シタ賜金ト、ソレカラ死歿者特別賜金ト云  
モノノ二種類ニナリマスノデ、此ノ點訂  
正ヲ致シテ置キマス

○村上恭一君 本法第二項ニ依リマシテ、  
一般會計ニ移サレルモノガアリマスルガ、  
是ハ廳テ又此ノ東京、神戸ノ兩高等商船學  
校方文部省ノ管理ニ戻ル場合ニハ、又此ノ  
特別會計ニ戻スト云フ御方針デアリマスル  
力

○政府委員(谷口恒二君) 左様ナ方針デア  
リマス

○村上恭一君 私ハ一應是デ終リマス  
○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ本案ニ付  
テ御質問ハゴザイマセヌカ

○男爵北大路信明君 是ハ大藏省ヨリハ遞  
信省ノ方ニ御伺ヒ致シタイノデアリマスケ  
レドモ、今回勅令ニ依リマシテ高等商船員  
校ノ入學ノ資格ガ、從來ハ中等學校卒業程  
度デアッタモノヲ、中等學校四年程度ニ改メ  
テ、入學應募者ノ增加ト、併セテ高等商船員  
ノ就業年齢ノ低下ヲ狙ツテ、今春カラ實施ス  
ルサウデスガ、勿論是ハ戰時下必要ニ依ルコ  
トト思ヒマスガ、現在ノ入學應募者ガドウ云  
フ状態ニナツテ居リマスカ、其ノ點ヲ承リタ  
イト思フノデゴザイマス、ソレカラ尙中等  
學校四年修了ニナツタ爲ニ、船員ノ質ノ低下  
ヲ來シハセヌカ、斯ウ云フ心配ガアリマセ  
ヌカドウカ、此ノ點モ併セテ御伺ヒ致シタ  
イト思ヒマス

○政府委員(若林清作君) 高等商船學校ノ  
受驗資格ヲ中學四年卒業、若シクハ中學四  
年卒業程度ノ者ヲ受驗資格ニ、今期ノ者カ  
ラ採用サレルコトニナリマシタ、之ガ爲ニ  
資格ガ從來ハ中學校卒業トナツテ居ツタノ

デ、此ノ間一年ノ差ガ出來ル爲ニ、此ノ教  
育ノ程度ガ低下スルノデハナイカ、斯ウ云  
フ御質問ノヤウデアリマスガ、實ハ此ノ高  
等商船學校ハ普通ノ專門學校ト違ヒマシテ、  
云フコトニナツタ次第デアリマス、ソレデド  
ウ云フ風ニヤリマスカト云フト、大體ノ  
處、第一學年ニ於テハ從來一週三十九時間  
位ニ普通學ノ教育ガナツテ居リマス、之ヲ大  
體四十一時間ニシ、ソレカラ一年三年ニ於  
キマシテハ、三十九時間ノ所ヲ四十二時間  
ニ致シマス、斯ウ云フ風ニシテ行キマシ  
テ、大體此ノ一學年ニ對スル中學校ノ教育  
ヲ補充シ得ルト、ソレカラ其ノ他ニ實習期  
間ニ於キマシテモ、此ノ補充教育ヲヤレル、  
ソレカラ今一つハ此ノ三箇年ノ席上課程中  
ノ休暇ヲ短縮スル、此ノ事ニ依リマシテ概  
ね四年ニ切下ダゲタコトヲ補ヒ得ルト云フコ  
トニナリマシテ、其ノ計畫ノ下ニ今進メテ  
居ルノデアリマス、ソレデ此ノ爲ニハ素質  
ハ下ラナイト云フ状況ニナツテ居リマス、ソ  
レカラモウツ此ノ四年ニ擴ガマシタノガ、  
大體今迄ノ此ノ應募ノ状況ヲ見マスト云フ  
ト、春期ト秋期ト二期ニ分ケテ居ツタ關係モ  
アリマスガ、大體募集人員ノ九倍内外ノ所  
デアリマシタ、處ガ斯ウ云フ状況ニナツテ來  
マスト云フト、秋期ノ状況ガ殆ンド此ノ望  
ムガナイト云フ問題ト、ソレカラ秋期ニハ  
來シハセヌカ、斯ウ云フ優遇ノ方法ヲ  
伊藤清作君

四年ニ繰擴ゲタ爲ニ相當増加致シマス結果、  
相當選擇ノ餘地ガアリマスノデ、素質ハ必  
ズシモ低下セヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リ  
マス

○男爵北大路信明君 只今承リマスト、素  
質ハ低下シナイヤウナ御話デゴザイマスガ、  
是ハ引續イテモウ中等四年程度デ將來モオ  
ヤリニナル御豫定デゴザイマスノデスカ、  
如何デゴザイマスカ

○政府委員(若林清作君) 是ハ實ハ商船學  
校ガ遞信省ニ移管サレタノハ、戰時狀態ニ  
應ジタ一特例トシテ認メラレタノデアリマ  
シテ、矢張リ其ノ一年低下シタコトモ戰時  
ノ一特例トシテ今回ハ認メラレテ居ルノデ  
アリマス、ソレデ其ノ後ノコトハ此ノ狀態  
ガドウ變リマスカ分リマセヌガ、遞信省カ  
ラ文部ニ還ヅタ場合ニハ、是ハ別個ニ考慮サ  
レルヤウニ考ヘテ居リマス

○男爵東郷安君 只今ノ御質問ニ關聯シテ  
伺ヒマスガ、商船學校卒業生ノ待遇ノ問題  
デアリマス、商船學校開始以來此ノ卒業生  
ヲ海軍デ特別待遇スル制度ニナツテ居リマ  
スガ、最近ノ海軍ニ於ケル傾向ハ相當教養  
アル經歷ヲ取ツテ來タ者ニ付テハ可ナリノ  
優遇ヲシテ居ルノデアリマス、例ヘバ經理  
學生ノ如キ、其ノ他色々ノ例ガ頻々トシテ  
云フ風ニ考ヘテ居ルノダト云フヤウナコト  
ガ、一應御説明ヲ願ヘレバ仕合セダト思ヒ  
マスガ如何デスカ

モノデセウカ、其ノ點ヲ伺ヒマス

○政府委員(原清君) 今ノ東郷委員ノ御質  
問御尤モト存ジマス、現在ハ席上課程三年、  
各專門學校、大學校ノ優遇ト歩調フニス  
ルヤウニシタイト思ヒマシテ、協議研究中  
デアリマス

○男爵東郷安君 是非其ノ點ニ付テハ深甚  
ノ御考慮ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙此ノ機  
会ニ若シモ御差支ヘナケレバ御説明ヲ願ッ  
テ、私共ノ常識ト致シタイノデスガ、ソレ  
ハ昨今、船腹不足、又南方發展等ヨリ一ニ  
モ船、二ニモ船ト云フヤウニナツテ參リマ  
シタ、ソコデ私共ハ新聞ニ現ハレテ居ル程  
度ノ我國ノ造船計畫、若シクハ船腹不足  
ノ問題ヲ知ル程度デアリマスガ、事機密ニ  
瓦ルノデアリマシテ、御尋ネスルコトハ如  
何カト思ヒマスガ、若シ此ノ機會ニ於テ  
祕密會ヲ開イテデモ、今此ノ問題ハ大體政  
府ノ、殊ニ海務院ノ新シキ任務トシテ斯ウ  
云フ風ニ考ヘテ居ルノダト云フヤウナコト  
ガ、一應御説明ヲ願ヘレバ仕合セダト思ヒ  
マスガ如何デスカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記中止……

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記開始……

○村上恭一君 先刻御話ニ出テ居リマシタ  
ガ、此ノ高等商船學校ノ入學資格ヲ低下ス  
ル、之ニ關聯シテハ地方商船學校ノ入學資  
格ヲ低下スルコトモ考ヘラレマス、又一般  
的ニアノ問題ニナツテ居リマス卒業年限ノ

短縮ヲ是等ノ學校ニモ適用スル措置ガナイ  
デモアリマスマイ、左様ナ場合ニ於キマシ  
テ此ノ學校ノ卒業者ノ此ノ法律上ノ資格ト  
言ヒマスカ、海員免狀ヲ當然與ヘラレマス、  
其ノ格下ゲフルト云フコトヲ當局ニ於テ  
ハ御考ニナツテ居ルノデアリマセウカ、即  
チ此ノ學校ノ教育ノ實質ガ幾分低下スルコ  
トハ已ムヲ得ヌ、就テハ卒業者ノ資格ヲ惡  
クスルコトモ已ムヲ得ヌ、斯ウ云フヤウナ  
御考デアリマセウカ、イヤサウハシナイ、  
卒業者ノ資格ハ從前通り之ヲ引下ゲルコト  
ハシナイト云フ御考デアリマセウカ

○政府委員(若林清作君) 只今ノ期間短縮

其ノ他素質ノ低下ト云フヤウナ御心配  
ノヤウデアリマスガ、素質ノ低下ノ方ハ先  
程申上げマシタ通り、高等商船モ差當リ素  
質ノ低下ハ起サナイト云フ風ニ考ヘテ居リ

マス、唯期間短縮ニ伴フ程度ノ、低下ハ今  
迄ノ處、大體實習期間ノ低下ヲヤツテ居ルノ  
デアリマシテ、現在ニ於キマシテハ、高等商

船學校、地方商船學校ノ實習期間ヲ約一年  
ヲ詰メテ居ルト云フ恰好ニナツテ居リマス、  
ソコデは一年詰メマシタ所デ、實ハ汽船

實習ノ方デアリマシテ、其ノ人達が解除サ  
レマシタ場合ニ、其ノ乗ッタ船デ從來ノ實習  
ト云フモノハヤリ得ルト云フ見地ニ居リマ  
ルノデ、今ノ處、直グ資格ヲ變ヘルト云フ

風ニ迄考ヘテ居リマス、併シナガラ是ガ

尙將來ノ需給關係ヲ考ヘマスト、學校ノ席上  
課程ノ教程關係モ若干考慮スル必要ガアル

ヤウニ思ツテ居リマス、其ノ際ニハ其ノ船舶  
職員法ニ依ル海員免狀ノ種類ニ對シテモ若  
干ノ考慮ヲ加ヘネバナラス、斯ウ云フ風ニ

考ヘテ居リマス、ソレニ關聯致シマシテ、  
實ハ先程モ御話モ出マシタヤウニ、素質低  
言ヒマスカ、海員免狀ヲ當然與ヘラレマス、  
其ノ格下ゲフルト云フコトヲ當局ニ於テ  
ハ御考ニナツテ居ルノデアリマセウカ、即  
チ此ノ學校ノ教育ノ實質ガ幾分低下スルコ  
トハ已ムヲ得ヌ、就テハ卒業者ノ資格ヲ惡  
クスルコトモ已ムヲ得ヌ、斯ウ云フヤウナ  
御考デアリマセウカ、イヤサウハシナイ、  
卒業者ノ資格ハ從前通り之ヲ引下ゲルコト  
ハシナイト云フ御考デアリマセウカ

○政府委員(若林清作君) 只今ノ期間短縮

其ノ他素質ノ低下ト云フヤウナ御心配  
ノヤウデアリマスガ、素質ノ低下ノ方ハ先  
程申上げマシタ通り、高等商船モ差當リ素  
質ノ低下ハ起サナイト云フ風ニ考ヘテ居リ

マス、唯期間短縮ニ伴フ程度ノ、低下ハ今  
迄ノ處、大體實習期間ノ低下ヲヤツテ居ルノ  
デアリマシテ、現在ニ於キマシテハ、高等商

船學校、地方商船學校ノ實習期間ヲ約一年  
ヲ詰メテ居ルト云フ恰好ニナツテ居リマス、  
ソコデは一年詰メマシタ所デ、實ハ汽船

實習ノ方デアリマシテ、其ノ人達が解除サ  
レマシタ場合ニ、其ノ乗ッタ船デ從來ノ實習  
ト云フモノハヤリ得ルト云フ見地ニ居リマ  
ルノデ、今ノ處、直グ資格ヲ變ヘルト云フ

風ニ迄考ヘテ居リマス、併シナガラ是ガ

尙將來ノ需給關係ヲ考ヘマスト、學校ノ席上  
課程ノ教程關係モ若干考慮スル必要ガアル

ヤウニ思ツテ居リマス、其ノ際ニハ其ノ船舶  
職員法ニ依ル海員免狀ノ種類ニ對シテモ若  
干ノ考慮ヲ加ヘネバナラス、斯ウ云フ風ニ

考ヘテ居リマス、ソレニ關聯致シマシテ、  
實ハ先程モ御話モ出マシタヤウニ、素質低  
言ヒマスカ、海員免狀ヲ當然與ヘラレマス、  
其ノ格下ゲフルト云フコトヲ當局ニ於テ  
ハ御考ニナツテ居ルノデアリマセウカ、即  
チ此ノ學校ノ教育ノ實質ガ幾分低下スルコ  
トハ已ムヲ得ヌ、就テハ卒業者ノ資格ヲ惡  
クスルコトモ已ムヲ得ヌ、斯ウ云フヤウナ  
御考デアリマセウカ、イヤサウハシナイ、  
卒業者ノ資格ハ從前通り之ヲ引下ゲルコト  
ハシナイト云フ御考デアリマセウカ

○政府委員(若林清作君) 只今ノ期間短縮

其ノ他素質ノ低下ト云フヤウナ御心配  
ノヤウデアリマスガ、素質ノ低下ノ方ハ先  
程申上げマシタ通り、高等商船モ差當リ素  
質ノ低下ハ起サナイト云フ風ニ考ヘテ居リ

マス、唯期間短縮ニ伴フ程度ノ、低下ハ今  
迄ノ處、大體實習期間ノ低下ヲヤツテ居ルノ  
デアリマシテ、現在ニ於キマシテハ、高等商

船學校、地方商船學校ノ實習期間ヲ約一年  
ヲ詰メテ居ルト云フ恰好ニナツテ居リマス、  
ソコデは一年詰メマシタ所デ、實ハ汽船

實習ノ方デアリマシテ、其ノ人達が解除サ  
レマシタ場合ニ、其ノ乗ッタ船デ從來ノ實習  
ト云フモノハヤリ得ルト云フ見地ニ居リマ  
ルノデ、今ノ處、直グ資格ヲ變ヘルト云フ

風ニ迄考ヘテ居リマス、併シナガラ是ガ

尙將來ノ需給關係ヲ考ヘマスト、學校ノ席上  
課程ノ教程關係モ若干考慮スル必要ガアル

ヤウニ思ツテ居リマス、其ノ際ニハ其ノ船舶  
職員法ニ依ル海員免狀ノ種類ニ對シテモ若  
干ノ考慮ヲ加ヘネバナラス、斯ウ云フ風ニ

是等ノ人ニ對シテモ、將來問題ヲ考ヘルト  
云フト、是ハ先程申上げマシタ通り、再教  
育問題、再教育機關ヲシテ、是ノ補足教育  
ヲ將來ヤラナケレバナラス、斯ウ云フ風ニ

○委員長(子爵秋元春朝君) 本法案ニ付テ  
他ニ御質疑ゴザイマセヌカ

○村上恭一君 此ノ件ニ付キマシテ、今遞  
信省ノオ方ニ對スル御質問ガ濟ミシタカ  
ラ、大藏省ノ方ノ方ニサツキ申落シタコト  
ガアリマスノデ、伺ッテモ宜シウゴザイマ  
スカ

○委員長(子爵秋元春朝君) ドウゾ續イテ  
御願ヒ致シマス

○村上恭一君 クドイヤウデス「當分ノ内」  
ニ續クノデスガ、本法ノ第二項デスガ、此ノ  
資金ノ所屬替ヘ、ソレハ一時ノコトデアリ  
マス、廳テ學校ノ管理ヲ元ニ戻セバ、又元  
ニ還スノダト云フコトデアリマスガ、サウ  
シマスレバ第二項ニ「當分ノ内」ガアッテモ宜  
イノデヤナイデセウカ、「ノ用ニ供スルモ  
ノハ當分ノ内之ヲ一般會計ノ所屬ト爲スベ  
シ」、ソレカラ同ジ問題ガ本法ノ第四項ニ付  
テモ起リマス、右ノ區分整理ニ依リ生ズル  
收入ヲ一般會計ニ繰入レルト云フコトモ、  
當分ノ内ニ違ヒナイ、其處ニモ當分ノ内ニ  
ト云フコトガアッテモ宜イヤウニ思フノデ  
アリマス、斯ウ云フコトヲ感シマス、サツキ  
ノ質問ト一緒ニ御尋ネスレバ宜カツタノデ  
スガ、アノ際申落シマシタカラ、此ノ際之  
ヲ追加シテ御願ヒ致シマス

○政府委員(谷口恒二君) 先程ノ「當分ノ  
内」下云フコトノ御答ガ甚ダ不完全デアッタ  
デアリマスガ、色々此ノ所管ノ變リマス際

ニハ、色々此ノ引キ渡ニ付キマシテ複雜ナ  
問題ガ出テ來ルノデアリマスガ、第一項ニ  
云フコトニ續クノデアリマス、ソレデ他ノ法  
令ト併セテ見マスレバ、今度ハ學校ノ所管  
ガ變タノデアルト云フコトモ能ク分ルノ  
ト、其ノ意味ガ明瞭ニ出ナインデアリマシ  
テ、他ノ法令ニ於テハ學校ヲ移管スルニハ  
「當分ノ内」デアルト云フコトハ意味ノ出テ居  
ル法令ガアリマスノデ、ソレヲ受ケマジ

テ、全體ノ問題ガ「當分ノ内」ノ處置デ、ア  
ルト云フ氣持デ、第一項ニ「當分ノ内」ト云  
フ文字ヲ掲ゲテ來タノデアリマス、併シ此  
ノ字句ト致シマシテ、各學校毎三區分整理  
スルノモ當分ノ内デアルカドウカト云フ問  
題ガ出テ來ルト思フノデアリマスガ、是ハ

私先程申シマシタノハ、少シ其ノ點甚ダ曖  
昧デアリマシタガ、矢張リ「當分ノ内」の字句  
ガアリマス以上ハ、區分整理スルノモ當分  
ノ内デアリマシテ、字句ニ付テハ或ハ一般  
會計ニ全部之ヲ受ケテシマフト云フコトモ、  
此ノ理論トシテハ考ヘラレルノデアリマス、  
併シ大體ノ考ヘ方トシテハ、學校ヘ行シテ居  
リマス間ハ、其ノ區分整理ヨリ生ジタ資金  
ハ學校及圖書館特別會計ヘ戻シテ行カウト  
云フ大體ノ氣持ハアリマスガ、本文ノ解釋  
ト致シマシテハ、或ハ其ノ内ニ一般會計ノ  
方ニ全部受ケテシマフト云フ問題モ考ヘラ  
レル筋合ニナツテ居ルノデアリマス、茲ニ「當  
分ノ内」ガアリマスト云フト、只今ノ御話ハ

第二項、第四項デアリマスガ、ソレニ「當分  
内」ト云フ問題ガ起ツテ來ルデハナイカト

云々御詫テアリマスか、是ハ只今第一項テ後段ニ御説明申上ゲマシタヤウナ含ミハナシニ、此ノ際一應所屬ヲ變ヘテシマハウ、四項ノ問題ニ付キマシテハ、第二項ノ問題カラ、當分ノ内ト云フ問題モ起ルコトガ少イト思フノデアリマス、第二項ノ問題ニ付キマシテハ理窟ト致シマシテハ、一應渡スト云フコトモアルカト思フノデアリマスガ、是ハ一般會計ノ所屬トスルト云フコトデアッテ、「當分ノ内」ト云フノハ方針トシテ胸ニ持ツテ居ツテ、所屬ハ一應此ノ際切替ヘテシマフ、斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス〇委員長（子爵秋元春朝君）大體御質疑ガ濟ンダヤウデスカラ、此ノ程度ニ止メテ置キマシテ、此ノ次ノ問題ニ移リマスガ、次ハ作業會計法中改正法律案、之ニ對シテ御質疑ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス〇男爵東郷安君 私ハ酒精ノ原料ノ問題ニ付テ伺ヒタインデアリマスガ、燃料政策ノ一部トシテノ此ノ問題ハ、當然燃料局長官、若シクハ商工大臣ノ御所管ト思ヒマスノデ、是ハ他日ノ機會ニ譲リマシテ、原料トシテ供出サレルモノノ價格等ニ付テノ御尋ニアリマスガ、昨年專賣局ガ從來ノ經驗ニ鑑ミテ原料ノ買上値段ヲ引上ゲラレタノデアリマスガ、其ノ後材料ノ出廻リ、蒐集等ニ付テハドウ云フ風ナ狀態ニナツテ居リマスカ、一應御説明ヲ願ヒマス

コール」原枠タル諸類ア引受ケマシテ、此處デ以テ蒐集シマシテ、ソレヲ販賣スルト云フ建前ヲ執ルヤウニナリマシタ、其ノ後コノ機關が出来マシテ尙日ガ淺イノデアリマスルカラシテ、整備モ致シマセヌデ、多少蒐集ニハ手間取りマシテ、之ガ配給モ順調ニ行カナカッタノデアリマスルガ、其ノ後段々力ヲ注ギマシテ、只今ノ所ハ順調ニ參ツテ居リマス、昨年ノ生産ニ掛リマスル諸類ハ、其ノ中デ甘諸ニ付キマシテハ一億八千萬貫、馬鈴薯ニ付キマシテハ二千萬貫、斯ウ云フ割當ニナツテ居リマシテ、只今ノ所デハ大體生諸ニ付キマシテハ豫想シマシタモノノ約七割五分程度ノ集荷ガアリマシテ、ソレヲ確實ニ買ツテアリマス、ソレカラ干甘諸ニ付キマシテハ今後之ヲ買取ルコトニナリマスルカラシテ、マダドレ位ノモノガ入手出來得ルカト云フコトニ付キマシテハ豫想ガ付カナイ譯ニアリマス

マシテハ四百四十七萬六千餘圓ノ損失トナツテ居リマス、十五年度ニ於キマシテハ、四百九十三萬五千圓ノ是亦損失デアリマス、十六年度ニ於キマシテハ七百九十二萬圓ノ損失トナツテ居リマス、十七年度ノ豫算デザイマスガ、是ハ千五百一十三萬餘圓ノ損失トナツテ居リマス  
○黒田英雄君 其ノ損失ノ方ハ今度專賣局ノ特別會計ノ方ニ其ノ儘殘ル譯デスカ、コニ移ル譯デスカ  
○政府委員(山田鐵之助君) 商工省ノ燃料從ツテ專賣局ニハ残ラナイ譯デアリマス  
○男爵東郷安君 私モ其ノ點ニ重キヲ置イテ御尋フシタカツタノデスガ、地方農村ノ生産者ノ立場カラ言フト、隨分今日迄此ノ原料ノ供出ニ伴ツテ無理ガアリ、從ツテ不平ガアリ、他ノ生産品、若シクハ他ノ物トニ對スル不均衡等ノ問題ガアツテ、非常ニ我國農產物ハ需給關係ニ於テ不自然ナ狀態ニアツタノデアリマスガ、併シナガラ此ノ不自然ハ今日迄我國ガ直面シテ居ツタ「ガソリン」ノ不足ノ問題ト睨ミ合セテ、誠ニ已ムラニ得ザル國策ニ出デタルモノデアルト云フノデ、地方ノ農民若シクハ關係組合ノ役員ハ涙ヲ呑ンデ專賣局ノ指示、獎勵ニ服シテ居タト云フノガ實情デアルト思ヒマス、只今數字ヲ以テ御示ニナツタヤウニ、逐次其ノ損失が増大致シテ參リマシテ、從來ノ買上價格ヲ昨年ニ至ツテ遂ニ引上ゲラレタヤウナ次第デアリ、更ニ近年此ノ食糧問題ガヤカマシクナツテ來テ、是等ノ原料ハ容易ニ我々ノロニサヘモ入ラナイ時代ニナツテ來タノデアリマスルガ、又一方南方ノ問題ガ最近ノ如ク展開シテ參リマスルト、油ノ問題ニ

付テハ相當考慮スル餘地ノアル時代ニナツ  
イノデアリマスルガ、多少ノ考慮ガアルト  
云フ位ノコトハ考ヘテモ宜イ時代ニナッテ  
參タノデアリマス、ソコデ今回仕事ノ性質  
上大藏省カラ商工省ニ移管セラル、ノデア  
リマスルガ、商工省トシテモ斯カル損失ヲ  
忍ンデデモ、尙此ノ專賣事業ヲ國策ノ重  
要ナル一環トシテ强行ナサル必要ガアルノ  
カドウカト云フコトハ餘程疑フ生ジテ來タ  
ノデハナイカト思フノデアリマスガ、移管  
ニ關スル前後ノ事情ノ中、是等ノ觀點カラ  
ドウ云フ風ニ政府ハ御考ニナッテ居ルノデ  
アリマセウカ、其ノ點ニ付テ御説明が願ヘ  
レバ仕合セダト思ヒマス。

決定セラレタノデアリマス、只今御話ニナ  
トシテハ、其ノ度ガ段々増シテ來ツ、アル  
燃料トシテ相當重視スペキモノデアルト、  
左様ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、當分ノ  
内ハ商工省ニ於テ燃料局酒精部ノ特別會計  
ニ於テ之ガ製造ヲスルニ付テモ、一般會計  
カラ繰入ヲシテ損失ヲ補填シテ行クト云フ  
方法ヲ採ツテ行クコトニ決意致シテ居ルノ  
デアリマス、尤モ此ノ特別會計ニ於テ「アル  
コレル」ノ製造販賣ト云フモノガ今日多  
額ノ損失ヲ生ジテ居リマスルガ、必ズシモ  
是ハ永久的ノ問題デハナイト思フノデアリ  
マシテ、或ハ之ノ採算ノ取レル時代モ來ル  
ノデハナイカ、現ニ最近ニ於キマシテ、人  
造石油ノ價格ヲ引上ゲルト云フコトニ致シ  
タノデアリマシテ、之ニ伴ヒマシテ「アル  
コレル」ノ單價モ自然引上げマシテ、之ノ  
製造販賣ニ伴ヒマスル損失ト云フモノハ漸  
次減少スルノデアリマス、昭和十七年度ニ  
於テ千五百萬圓繰入レルト云フコトヲ先程  
御答シタノデアリマスガ、其ノ中ニハ人遙  
石油價格ノ引上ゲニ伴ヒマス「アルコレル」  
ノ引上ゲハ見込ンデアリマセヌカラ、千五  
百萬圓ハ相當減少スルト云フ關係ニナリマ  
スルケレドモ、此ノ會計ト致シマシテハ、  
只今申シマシタヤウニ、損ガ出ルト云フコ  
トモ必ズシモ永久的ノ問題デハナイ、其ノ  
内ニ或ハ採算ノ取レル時代モ來ルカト思フ  
ノデアリマスガ、當分ノ内ハ矢張り、此ノ

○製造單價ニ損失ガ出ルノハ已ムヲ得ナイノ  
デアリマシテ、「キロリットル」當リ五百四、  
五十圓位掛ルノデアリマスガ、之ヲ賣ルニ  
付キマシテハ、四百圓以上ニハ、新シイ價  
格ニ於キマシテモ賣ルコトハ出來ナイノデ  
アリマシテ、損失ノ出ルト云フコトハ已ム  
ヲ得ナイノデアリマシテ、政府ト致シマシ  
テハ、只今ノ所ハ斯様テ損失ガ出マシテモ  
燃料トシテノ重要性ヲ認メマシテ、一般會  
計カラ繰入レマシテ、サウシテ此ノ特別會  
計ニ於テ製造販賣ヲ致サセヨウト、斯様ニ  
考ヘテ居ルノデアリマス、主トシテ此ノ會  
計ノ關係カラ御答ヘ申上ゲタノデアリマス  
ルガ、尙燃料當局トモ連絡ヲ致シマシテ、  
他ノ部分ヲモ御答ヘスルコトニ致シタイト  
思ヒマス

○農業更鄉安君　然ラバ、内地ノ問題デガ、内地ニ於テモ御承知ノ通り最近増産ニ關シテ相當優秀ナ成績ヲ現ハシテ居ルノ云アリマスガ、專賣局ノ買上價格ハ内地一律アルト思ヒマスガ、段々此ノ燃料政策ノ方面カラ考ヘテ行キマシテ、若シ假ニ今迄ニヤウナ無理ヲシテ「ガソリン」ノ代用トシノ無水「アルコール」ヲ製造スル必要ガ減ジテ來ルナラバ、從來ノ專賣事業ヲモ比較的消極的ニ考ヘテ行ク必要ガアルノデハナイカト思フノデアリマス、只今ハ大藏次官ノ御説明トハ稍、其ノ點ニ付テハ所見ヲ異ニスルノデアリマスガ、果シテ然ラバ内地ノ原料蒐集區域、若シクハ地方ニ對シテ、適地適產主義デ、生産費ノ高イモノ、即チ農民ガ苦痛ヲ覺エル地方ニ對シテ、其ノ蒐集ノ範圍ヲ收縮シテ行ク、安ク買上ゲラレ、農民ニ於テ苦痛ヲ感じナイ所カラ主トシテ集荷スルト云フヤウナコトニ付テ何等カ御考ニナツタコトガアリマスカ

○政府委員(山田鐵之助君)　只今ノ御話デゴザイマスガ、此ノ甘諸ニ付キマシテハ、十三年產ハ大體ニ於テ平均致シマシテ八錢ソレカラ十四年產ハ十錢、一貫目當リデゴザイマス、ソレカラ十五年產ハ十五錢、十六年產ハ二十三錢トナツテ居リマス、斯様ナ譯デアリマシテ、買上價格ハ六年產ニ付テハ大幅ノ引上ヲ致シタノデアリマス、是ハ全國的ニ同ジ價格デアリマシテ、甘諸ノ生產費カラ算出シタノデアリマシテ、賣ル方ノ側カラ見レバ食糧ニ對シテ賣ルノモ、タモノハアリマセヌガ、又機會ガアリマスレバ、調査致シマシテ申上ゲタイト思ヒマス

或ハ工業用ニ對シテ賣ルノモ、從ツテ「アルコール」ノ原料トシテ賣ル値段モ同ジデアリマス、從來ハ色々違ツテ居リマシテ、御話モ安ク買ツテ居ツタノデアリマスガ、此ノ度ハ全部一本デ買フト云フコトニナツタノデアリマスガ、甘諸ハ全國的ニ見マシテ、約十三億貫出來ルコトニナツテ居リマス、其ノ中先程申上ダマシタヤウニ一億八千萬ダケハ「アルコール」ノ原料トシテ買取ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、而モ大部分ハ甘諸ノ產地デアリマス所ノ九州デ之ヲ蒐集スルト云フコトニナツテ居リマス、アルコールノ必要ナルコトハ先程次官カラモ御話ノアリマシタ通りデゴザイマシテ、是ハ何トシテモ最小限度ノモノハ確保シナケレバナルノ必要ナルコト考ヘテ居リマス、從ツテソレニ對スル必要ノ原料ハ是亦ドウシテモ確保シナケレバナラナイト、斯様ニ思ツテ居ルノデアリマシテ、今後「アルコール」ノ數量ノ必要ナル以上ハ、其ノ原料モ矢張リ確保シテケレバナラナイト、斯様ニ思ツテ居リマス、併シテガララ「アルコール」ハ御承知ノ通り甘諸、馬鈴薯以外ニ糖蜜デアルトカ、カツサベルト」造ルコトガ出來マス、更ニ進ンデ「カーバデアルトカ、或ハ其ノ他塵埃カラモ造ルコトガ出來ル、又硫酸「バルプ」ノ廢液カラモ造ルコトガ出來マス、更ニ進ンデ「カーバイド」若シクハ石炭等カラ合成致シマシテ之ヲ造ルコトガ出來ルノデアリマス、甘諸、馬鈴薯以外ノ原料ヲ使ツテ「アルコール」ヲ生産スルト云フコトニナリマシテ、現ニ相

當實施シテ居ルモノモアリ、今後更ニ研究ヲ進メマシテ、之ヲ擴充シタイトス様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス。

○田口弼一君 チヨット關聯シテ御尋ネ致シタインデスガ、最近私或地方ノ人カラ聞キマシタノデスガ、芋ノ價格ノ買上ガ價格カラ干スノガ大變ナ手間ヲ取り、ソレカラハ上ツタガ、切ツテ干シテ持ツテ來イト云フコトデ、ソレヲ切ルノガ大變ナ手間、ソレカラ干スノガ大變ナ手間ヲ取り、ソレカラ同時ニ水分ガ非常ニ蒸發スルカラ非常ニ目方ガ同ジ目方デ普通賣ルノヨリハ量ガ多クナルト云フヤウナ譯デアリマシテ、サウ云フコトヲ言ツテ居リマシタガ、地方デドウ云フ風ニ買上ゲテ居リマスデスカ。

○政府委員(山田鐵之助君) 只今ノ御話ノ點デアリマスガ、生甘諸ニ致シマシテ十貫

ヲ以テ合成清酒ヲ造ル場合ニ、二重課稅ヲ免除スルト云フヤウナ條文ガアルヤウデスガ、ソレ等ハドレ位拂下ゲテ、ソレ位巡シ得ルカト云フコトニ付キマシテハ、只今ノ處、見當ガ付カナイ譯デアリマス、一方サウ云フ狀態デアルノニ法案ヲ出スト云フコトモチヨット如何カト思ハレマスケレドモ、斯様ニ酒類ノ原料トシテ「アルコール」ヲ巡シ得ル途ヲ拓クト云フ意味ヲ以チマシテ、別途法律案ヲ出シテ居ル譯デゴザイマス。

○政府委員(山田鐵之助君) 「アルコール」ハ御承知ノ通リ昭和十三年カラ混入致シマシテ、「ガソリン」ノ總數ノ四分一ニ對シテ五十七錢デ買取シ居ル譯デアリマス。

○田口弼一君 大變農民ノ方デヤ非常ニ手數デ利益ガ少クナッテ居ルヤウナ話ヲシテ居ツタノデスガ、事實ハサウデナイノデスカ、御調ノ狀態カラ見レバ……

○政府委員(山田鐵之助君) 事實ハ只今申上ガマシタヤウニ歩留ノ點カラ見マシテ、更ニ手數料モ加ヘテ居リマスルカラシテ、苦シシニ居ルト云フ事實ハナイト思ツテ居リマス。

○黒田英雄君 「アルコール」ノ燃料トシテノ將來ニ付テハ、何レ燃料當局ノ方デ御説明ガアルコト思ヒマスガ、只今迄アルコ一

ル」トシテ、「アルコール」ハ燃料ニ使ハレル「アルコール」ト、或ハ工業用ノ「アルコール」、或ハ醫療用ノ「アルコール」モ、舍水ノ「アルコール」モアルダラウト思ヒマスガ、ソレ等ハドウ云フ比率ニナツテ居ルモノデセウカ、御分リデゴザイマセウカ、ソレデ將來ニ付キマシテハ燃料用トシテ、果シテ東亞共榮圈ノ全體トシテドウ云フヤウナ地位ヲ「アルコール」ガ占メルカト云フコトニ付テ、ツ御説明ヲ御願ヒシタイト思フノデアリマスガ、ソレカラ尙今度提出サレテ居リマスル臨時措置法ニ依リマスルト云フト、「アルコール」ヲ拂下ゲテ、ソレコトニ付キマシテノ「アルコール」ガ若シ餘リマスレバソチラノ方ニ廻スト云フ考ヘ方デアリマシテ、從ツテドレ位巡シ得ルカト云フコトニ付キマシテハ、只今ノ處、見當ガ付カナイ譯デアリマス、一方サウ云フ狀態デアルノニ法案ヲ出スト云フコトモチヨット如何カト思ハレマスケレドモ、斯様ニ酒類ノ原料トシテ「アルコール」ヲ巡シ得ル途ヲ拓クト云フ意味ヲ以チマシテ、別途法律案ヲ出シテ居ル譯デゴザイマス。

○委員長(子爵秋元春朝君) 皆サンニ御諮詢致シマスガ、時刻ガ十二時ニナリマシタカラ此ノ程度デ休憩ヲ致シマシテ、午後一時半カラ引續キ尙此ノ法案ニ付テノ質疑應答ヲ續ケタイト思ヒマスガ、御異議ハゴザイマス。

○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト認メマス。

○政府委員(山田鐵之助君) 只今「アルコール」ノ數字ヲ申上ゲマシタデスガ、物動計畫トノ關係ガゴザイマスノデ、是ハ發表シ得ナイコトニナツテ居リマスカラシテ、速記ヲ御取消ヲ願ヒマス。

午後一時三十八分開會

○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ午前ニ引續イテ開會致シマス、午前ニ議題トナリマシタ作業會計法中改正法律案ノ質疑應答ヲ御續ケヲ願ヒマス。

○政府委員(山田鐵之助君) 午前中ニ東鄉男爵カラノ御質問デゴザイマスルガ、臺灣ノ甘蔗生産高カドレ位アルカト云フ御質問デゴザイマシタ、十五年度臺灣甘蔗生産ノ實績ヲ見マスルニ、其ノ生産高ハ四億三百萬貫デアリマス、御参考ノ爲ニ作付面積ヲ申上ゲマスルト、十二萬六千五百八十甲デゴザイマス。

○異議東鄉安君 午前私ハ無水酒精ガ大藏省カラ商工省ノ燃料局ニ移管セラレマシタニ際シ、此ノ際其ノ原料需給關係及食糧問題ニ聯關シテ、再檢討ヲ要スベキデハナカラウカト云フ意味ノ質問ヲ致サウト致シノデアリマス、是ハ燃料局長官ヨリ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、私ハ唯茲ニ質問ノ要旨ヲ申述ベテ御出席ノ當局ヨリ然ルベク長官ニ御傳ヲ願ヒ、適當ナ機會ニ於テ御返シマス、ソレハ從來「アルコール」製造ニ要スル原料、即チ甘蔗及馬鈴薯ノ供給事情、買上集荷等ニ關シテハ、地方農村ニ於テ價格、數量、其ノ手續等ニ亘り甚ダ有難カラズル事情ガアツタデノアリマス、併シ最近迄内地ニ於ケル「ガソリン」供給ノ缺乏ト云フ。

速記カラ削除スルコトニ致シマス、午後一時半カラ再開致シマス、休憩致シマス。

午前十一時五十九分休憩

○委員長(子爵秋元春朝君) 只今ノ數字ハ國防上重大ナル必要ニ直面致シテ居リマス

ル關係上、國策上已ムヲ得ズ地方ノ農民ハ其ノ無理ヲ忍ビ、不利ニ耐ヘテ居ツタノデアリマスルガ、最近ノヤウナ内外ノ事情ノ展開ニ伴ヒマシテ此ノ不自然、無理ヲ是正シテ、無水「アルコール」ノ製造ニ關スル政策ニ再検討ヲ加フルノ必要ナキヤ、少クトモニ再検討ヲ加フルノ必要ナキヤ、少クトモ

トガ出來ルナラバ、私トシテハ甚グ本懷ニ今日當局ガ考ヘテ居ラル、ヤウニ更ニ逐次年ヲ逐ウテ工場ノ擴張、其ノ他原 料蒐集ノ增加ヲ招來スルト云フ積極的方面ヨリハ、寧ロ一步退イテ、消極的ニ考ヘテ行クコトガ全體ノ燃料政策ノ上カラ然ルベキデナイカト私共素人考ヲ致スモノデアリマスルガ、

新シク燃料局ニ於テ企テラレマシタ此ノ酒精製造事業ノ將來ニ果シテ如何ニ御考ニナリマセウカ、餘リニ一部局ニ捉ハレズ、我ガ國燃料政策ノ全體、殊ニ人造燃料ノ全部ヲ睨ミ合セテ適當ナル御考慮ヲ願ヒタイモノダト斯ウノデアリマス、是ハドウゾ宣シク御考ノ上燃料局長官ヨリ適當ナ機會ニ御説明ヲ願ヘレバ仕合セデアリマス、尙其ノ御説明ノアリマス際ニ、モウ一つ範圍ヲ擴ゲテ我が國ノ燃料政策ノ上カラ人造石油ノ製造ヲ最近ノ内外ニ於ケル燃料供給ノ状況ニ照ラシテ、如何ニ考ヘラレテ居ルカ、私共ハ假ニ南方カラ潤澤ナル燃料ガ輸入シ得ラルベキ見込アリトスルモニ今直チニ之ヲ全廢セヨトカ云フヤウナコトハ申スノデアリマセウガ、色々此ノ人造石油ヲ製造スル過程ニ於テ、或モノハ著シク鐵材ヲ要スル事情ニモ迫ラレテ居ルシ、又ソレ等ノ器材ヲ得ルコトモ困難デアル、而モ尙ソレ等ノ既定計畫ヲ遂行セラル、ト、餘リニ過去ニ捉ハレ過ギテ全體ノ睨ミ合セニ不均衡ヲ生ズルコトハ甚グ遺憾デアリマス、是亦此ノ機會ニ於テ當局トシテ御研究ニナッテ居

ルコトデ、何等カ政策トシテ御示シ願フコトガ出來ルナラバ、私トシテハ甚グ本懐ニ存ズル次第アリマス、是亦併セテ御願ビ致シテ置キマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 東郷君ニ申上

ゲマスガ、今燃料局長官ハ他ニ御差支ノアル委員會ガゴザイマシテ、能ウ御出席ニナラヌサウデスガ、此ノ次ニ又機會ガアリマセウト思ヒマスカラ、其ノ節ニ迄御保留願ヒマス、他ニ本案ニ關シテ、御質疑ゴザイマセヌカ、差當リナイヤウニ思ヒマスカラ

此ノ程度ニ止メテ置キマシテ、次ノ問題ニ移リマス、次ハ労働者年金保険特別會計法案、之ヲ議題ニ供シマス、御質疑ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス、此ノ郵便年金特別會計ト本會計トノ間ノ關涉ガ起ルト云フ御説明デスガ、之ヲモウ少シ詳シ平タク御說明出來マセヌカ

○政府委員(歌田千勝君) 郵便年金ニ於キマシテ團體郵便年金ト云フ制度ヲ施行セラレテ居ルノデゴザイマスガ、此ノ團體年金ト労働者年金トノ調整ニ付キマンシテハ、格段ナル方法ヲ講ズル必要アリト致シマシテ、ソレノ調整ノコトガ此ノ特別會計法ニ規定シテ居ルノデゴザイマスカラ、是ハ此ノ程度ニ一應打切りマシテ其ノ次ニ移リタイト思ヒマス、次ハ昭和十七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、之ニ付テ御質疑ヲ願ヒマス、是ハ色々種類ノ公債ヲ御發行ニナルノダト思ヒマスガ、豫定サレテ居ルヤウナ種類ガアレバ、ツ御説明願ヒタイ

○政府委員(中村建城君) 索ニ本法律案トシテ御協賛ヲ經マスルノハ、所謂通常赤字公債ト云シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今勸業銀行デ取扱シテ居ル小額債券ト申シテ出シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 本法律案ニ付テ他ニ御質疑御發言ハゴザイマセヌカ、御質疑御發言ガナイヤウデゴザイマスカラ、是ハ此ノ程度ニ一應打切りマシテ其ノ次ニ移リタイト思ヒマス、次ハ昭和十七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、之ニ付テ御質疑ヲ願ヒマス、是ハ色々種類ノ公債ヲ御發行ニナルノダト思ヒマスガ、豫定サレテ居ルヤウナ種類ガアレバ、ツ御説明願ヒタイ

○政府委員(中村建城君) 索ニ本法律案トシテ御協賛ヲ經マスルノハ、所謂通常赤字公債ト云シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今勸業銀行デ取扱シテ居ル小額債券ト申シテ出シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 本豫算追加第一號、同第二號ヲ合せ

マシテ震災善後公債ト申シマスノガ百二十

團體年金保険ニ加入契約致シテ居リマスルモノハ勞働者年金保険數個ノ其ノ被保險者トナルニ付テハ選擇ノ自由ガアル、即チ團體郵便年金トシテ掛金ヲ致シテ置クト從ツテ勞働者年金保険ノ適用ヲ除外サレル、申請ニ依リマシテサウ云フ手續キヲ執リ得ル途ヲ講ジテ居ルノデアリマス、又勞働者郵便年金ノ方ノ掛金ハ致サナイト云フコトニナリマシテ分ニ付キマシテハ、既ニ團體郵便年金トシテ掛金ガアルノデゴザイマス、此ノ掛金、ソレニ一定ノ利息ヲ見マシテソレダケノモノヲ此ノ勞働者年金ノ方ノ積立金ノ方ニ持ツテ參リ、ソレニ依リマシテ此ノ労働者年金ノ被保險者ノ標準報酬ニ之ヲ加算致シマシテ、其ノモノノ掛金トシテノ扱ヒヲ致スト云フ途ヲ講ジテ居ルノデゴザイマス、其ノ調整ノ爲ニ此ノ規定ヲ設ケタ次第デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 此ノ歲入補填公債デスガ、是ハ小額公債トカ、サウ云フ色々ナモノモ含ムノデゴザイマスカラ

○政府委員(中村建城君) 此ノ歲入補填公債ト申シマスルノハ普通ノ公債デゴザイマシテ、特ニ小額ノモノデヤツテ居リマスノハ、是ハ實ハ公債デハゴザイマセヌデ、勸業銀行ナドデ取扱シテ居リマス報國債券トカ、貯蓄債券ナドデアリマスガ、公債トシテ特ニ小額ナノハ事變公債ト云フモノニ付キマシテ相當小額ナモノガ出テ居リマスガ、貯蓄獎勵ノ意味デ特ニ小額債券ト申シテ出シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今勸業銀行デ

取扱シテ居ル小額債券ト申シテ出シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマスノハ公債デハナクテ、勸業銀行行デ出シテ居リマス報國債券、貯蓄債券デゴザイマスカラ、何カサウ云フヤウナコトガアリマスカ、……本豫算ニ付テ他ニ御質疑ゴザイマセヌカ、別ニ御發言ガナイヤウデゴザイマスカラ、之ヲ此ノ儘ニシテ置キマシテ其ノ次ニ移リマス、昭和十五年法律第七號中改正法律案、之ニ付テ御質疑願ヒ

○黒田英雄君 造幣局ノ事業量ガ増大シタ  
爲ニ工場等ノ新設ガ必要ニナシタト云フコ  
トデアリマスルガ、事業量ハ補助貨ノ鑄造  
ノ多イト云フ爲デスカ、或ハ補助貨ガ多イ  
外ニ、他ニ色々ナ仕事ガ殖エタト云フヤウ  
タゞ、ガソノガスカ、里白書ニ書ケテア

局ノ本局ノ外ニ、只今ハ東京出張所ガゴザイマスガ、今回ハ更ニ其ノ外ニ凡ソ造幣局ノ本局程度ヨリ若干多イ能力ヲ持チマシタ所ノ工場ヲ更ニ別ナ土地ニ設ケタイト云フ計畫デゴザイマス

○政府委員(中村建城君) 少し詳シク申上  
ゲタイト思ヒマス、最近物資ガ相當窮屈ニ  
ナッテ参リマシテ、民間ノ工場等デモ、假令  
軍カラ契約シテモ、ナカノ其ノ所要物資  
ガウマク手ニ入ラナイ、其ノ場合ニ於キ  
マシテハ、比較的此ノ所要物資ガ手ニ入り  
易イ、又貯藏モ相當持ツテ居ルト云フ場合モ  
ゴザイマシテ、此ノ場合ニ軍ノ方デハ民間

ノデス  
ガ、ソコヲモウ少シ詳シク御話シ願ヒタイ  
○政府委員(中村建城君) 其ノ點ハ寧ロ直  
接擔當シテ居リマス陸軍、或ハ海軍ノ政府  
委員カラ御答ヘシタ方ガ宜イカト思ヒマス  
○男爵東郷安君 ソレハ姑ク措イテ御尋ネ  
スルノデアリマスガ、此ノ改正案ノ狙ヒ所  
ハ只今御説明ノアリマシタ通りニ軍需資材

○政府委員(中村建設君) 極大體でニサ  
イマスガ、此ノ東亞共榮圈内ノ各國ノ補助  
貨ノ鑄造方主ナル原因デゴザイマス  
○黒田英雄君 サウスルト國內デ使フ補助  
貨ノ量モ相當エテ居ルノグラウト思ヒマ  
スガ、ソレデナクシテ、共榮圈内ノ他ノ補  
助貨ノ鑄造ト云フモノガ増大スルト云フ意  
味ナンデスカ

キマス、次ニ移リマス、昭和十三年法律第  
五十三號中改正法律案、之ニ付テ御質疑ヲ  
願ヒマス、是ハ何デスカ、今迄ノ据置運轉  
資金ト云フノハ、此處ニアル七百万圓ガ限  
度ナシニデスガ、ソレヲ今度千五百万圓ニ改  
ムルト云フノデスガ、何ダカ少イヤウニ思  
ヒマスガ、如何デスカ

○政府委員(中村建城君)　國內ノ通貨モ殖  
エテ居リマスルガ、主タル原因ハ矢張リ他  
國ト申シマスカ、東亞共榮圈内ノ各領域ノ  
補助貨ノ數量ガ殖エタノガ主ナ原因デゴザ  
イマス

○政府委員(中村建城君)　是ハ印刷局ノ固有ノ据置運轉資金ト申シマスノハ、百万圓シカナノデアリマス、ソレニ對シマシテ、臨時補足致シマシテ、七百万圓ゴザイマシテ、合セテ八百万圓アリマス、ソレガ今

○委員長(子爵秋元春朝君)　此ノ法文ノ中  
ニ東京出張所ヲ削ルト、特ニ東京出張所トア  
リマスノハ、是ハ何カ意味ガアルノデスカ  
○政府委員(梅北末初君)　從來迄ノ繰入ノ  
分ハ東京出張所ニ貨幣製造設備其ノ他ヲ造ル

度需要ノ増大ニ伴ヒマシテ、各種ノ物品ヲ  
貯藏シタリ等致シマスル必要ガアリマスノ  
デ、八百万圓ヲ増加シテ臨時補足ノ分ヲ千  
五百万圓、固有ノ分ハ相變ラズ百万圓デゴ  
ザイマス

ト云フコトニ關スルノデスガ、今度ハ東京出張所ノ外ニ更ニ貨幣ヲ造ル工場ヲ他ニ設ケル必要ガゾザイマスノデ、其ノ意味デ東京出張所ト云フモノヲ削リマシタ次第デゴザイマス。

○委員長(子爵秋元春朝君) 本案ニ付テ他  
ニ御質疑ゴザイマセヌカ、本案ハ此ノ程度  
ニ致シテ置キマシテ、其ノ次ニ移リマス、  
昭和十五年法律第七十九號改正法律案、之  
ニ付テ御質疑ヲ願ヒマス

○黒田英雄君　只今ノ説明デ他ニ設ケルト  
云フコトハ、大阪ノ造幣局ノ廳舍ヂヤナイ  
ノデ、他ニ外ノ土地ニ又設ケラレルノデス

○男爵東郷安君　此ノ材料物品ノ賣買ハ、  
其ノ運用ハ所謂通り勘定ニナルノデスカ、  
ソレトモ其ノ間要シタ諸掛等ヲモ賣拂ヒノ  
場合ニ於テハ、其ノ代金ノ中ニ考慮セラレ

○政府委員(梅北末初君) 仰セノ通り造幣

ルノーデアリマスカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御質疑。ザイマセヌカ、ナケレバ此ノ程度ニシマシテ、其ノ次ニ移リマス、次ハ海軍工廠資金會計法中改正法律案、御質疑ヲ願ヒマス、此ノ會計法ノ資金ト云フモノハ臨時軍事費ノ金ガ主ニ之ニ移ツテ來テ、其ノ外ノモノハ入ッテ居ラナイノデスカ、ドウナツテ居リマスカ

○政府委員(中村建城君) 此ノ工廠資金ノ増額ハ二ツニ分レテ居リマシテ、本文ノ五千萬圓ヲ一億圓ニ改メルト云フ五千萬圓ノ増額ハ、實ハ之ニ對シマシテ金デ増額スル意思ハ當分ノ内ナインデアリマシテ、此處ニ書イテアリマス通り、臨時軍事費ヲ以テ購入シタル材料物品ヲ此ノ會計ノ材料物品ニ組入レテ、其ノ價額ヲ以テ海軍工廠資金ノ増加ニ充テルト云フ風ニ致シマス、ソレカラ附則ノ臨時補足ハ、現在三千萬圓アリマスノヲ一千萬圓殖ヤシテ四千萬圓ニ改メマス、是ハ一般會計ニ於キマシテ借入金ヲ致シマシテ、サウシテ此ノ會計ニ繰入レル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 本法案ニ付テ他ニ御質疑。ザイマセヌカ、ナケレバ此ノ程度ニシテ置キマシテ其ノ次ニ移リマス、只今ノ海軍工廠資金會計法中改正法律案及陸軍ニ關係シマス昭和十五年法律第七十九號改正法律案ハ、政府委員ノ方ガ見エル迄

○男爵東郷安君　此ノ鐵道ノ改良準備金ハ  
毎年ノ豫算ニ於テ繰入額ヲ決定スル譯ニア  
リマスガ、其ノ基準ハ同特別會計ヨリ生ズ  
ル利益ノ凡ソドノ程度デアルト云フコトニ  
付テ、何カ比率ノヤウナモノデ捻出ノ方法  
ヲ考ヘテ居ラレルノデスカ

○政府委員(平山孝君)　此ノ基準デゴザイ  
マスガ、毎年一體ドノ位入レタラ宜イカト  
云フコトニ付キマシテハ、其ノ時ノ財政狀  
態、收入ノ狀態、サウ云ツタヤウナモノニ依ッ  
テ變リマスノデ、其ノ時ノ大蔵省ト協議  
ヲ致シマシテ其ノ額ヲ決メル譯デゴザイマ  
スガ、私等鐵道ノ方面カラ考ヘテ居リマス  
ノハ、大體ト致シマシテハ、鐵道ノ固定資  
産ノ一「パーセント」位ハ少クモ入レタイ、  
斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス、大體現在  
ノ、昭和十五年度末ノ固定資産ガ約四十七  
億圓程ゴザイマスガ、今年繰入レマシタ額  
ガ、大體ソレノ一「パーセント」ノ四千五百  
萬圓、斯ウ云ツタヤウナ基準ヲ考ヘテ居ル  
ノデゴザイマス

○男爵東郷安君　次ニ此ノ十六條ノ二ノ改  
正ノコトデアリマスガ、新タニ一般民間ノ委  
託ニ依リ交通機器其ノ他ノモノノ製造、修  
理又ハ調達ヲセラレルト云フノハ大體ドン  
ナモノデアリマセウカ、例示シテ戴ケナイ  
モノデセウカ

○政府委員(平山孝君)　只今實際問題ト致  
シマシテハ、例ヘバ臺灣總督府ノ交通關係、  
車輛ナドヲ製造會社ニ注文ヲ致シマスト、  
實際ドウ云フ風ニヤルカト申シマスト、向

フカラ製作監督官ガコッチヘヤッテ參リマシテ、サウシテ會社ノ色々ナ製作監督ニ當ル、又ソレノ支給材料等ニ付キマシテモ、一々僅カナモノヲ調達シナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウナコトガゴザイマスノデ、ソレヲ鐵道省ノ方ハ大量ニ注文致シマスルカラ、ト併セテヤッテ、サウシテ又鐵道ノモノガ製作監督ニモ當ツテ居ルノデゴザイマスルカラ、ソコデ一緒ニ製作監督ニ當ル、斯ウ云フヤウナコトニ致シマスルト、國家的ニ見マシテモ非常ニ經費モ省ケマスン、好都合ダト云フノデ、從來ハ特別ノ依頼ヲ受ケマシテ、實ハヤッテ居ルノデゴザイマス、唯併シ是ハ所謂法規的ニ其ノ根據ガゴザイマセヌト、一々非常ニ面倒ナ手數ガ要ルノデゴザイマシテ、例ヘバコチラノ監督官ガ行クニ致シマシテモ、是ハ臺灣ノモノヲヤルノダトシマスト、其ノ旅費ニ付テモドウスルカ、或ハ監督官ノ費用ハドウスルカ、色々面倒ナコトガアリマスノデ、ソレニ法規的ノ根據ヲ與ヘマシテ一括シテヤルト云フヤウナコトニ致シタイト、斯ウ考ヘタ譯ナンデゴザイマス、ソレデ主ナルモノハ主トシテ車輛デゴザイマシテ、其ノ外ニ又信號機械デアリマスルトカ、ソレカラ又是ハ所謂民間ニ注文スルモノデアリマスルガ、其ノ外ニ民間デ出來ナイモノガアリマスノデ、例ヘバ「ラッセル」車ノヤウナモノハ是ハ鐵道ノ工場デヤッテ居リマスノデ、サウ云々タヤウナモノハ鐵道デ作ル時ニ一緒ニ作ル、斯ウ云フ風ナコトヲヤッテ居ル譯デゴザイマス、○村上恭一君 本法ノ第十四條デゴザイマスガ、鐵道改良準備金ハ大藏省預金部ニ領入レ之ヲ運用スルコトヲ得トアリマスガ、此ノ方法ニ依テ此ノ金額ヲ運用スルコトガ

出来ル、出來ルト云フノデ、斯ウシナケレ  
バナラヌト云フ譯デヤナイノデアリマスカ、  
他ノ方法ニ依ツテ此ノ金額ヲ運用スルコトモ  
考ヘテオイデニナルノデアリマスカ  
○政府委員(平山孝君) 改良準備金ハ全部  
領金部へ入レル積リデ居リマシテ、其ノ外  
ノ方法デ運用スルコトハ只今ノ處別ニ考ヘ  
テ居リマセヌ  
○村上恭一君 サウシマスレバ、此ノ法文  
ハ之ヲ運用スルコトヲ要ス、之ヲ運用ス  
ベシト云フコトニ御書キニナツテ宜シイノ  
デヤナイノデスカ  
○政府委員(平山孝君) 預金部ニ預入ル、  
コトヲ要スト書キマスルト、餘リニ固クナ  
リマシテ、實際問題ト致シマシテハ皆入レ  
ル積リデ居ルノデアリマス、此ノ條文デモ  
差支ナイノデハナイカト實ハ考ヘタ譯デア  
リマス  
○政府委員(谷口恒二君) 只今御尋ノ關係  
ハ、鐵道デ其ノ積立金ハ現金デ持ツテ居ルナ  
ラバ持ツテ居ツテモ宜シイノデアリマス、サ  
ウシテ運用ハソレデ出來ル、運用スルコト  
ヲ要スト云フ關係デモナインデアリマスガ、  
方法ハーツシカ書イテアリマセカラ、運  
用スルナラ預金部ニ預ケルヨリ外ハナイノ  
デアリマス、現金デ持ツテ居ルモノハ妨ゲナ  
イ、必ズシモ運用シナクテモ宜シイト云フ  
考ヘデアリマス  
○委員長(子爵秋元春朝君) 此ノ制度ハ私  
非常ニ宜イ制度ダト思ツテ 喜ンデ居ルノデ  
スガ、金ダケノ準備ハウマク行クケレドモ、  
資材ノ方ノ物動計畫ト云フモノハドウモ窮  
屈ナコトガアルヤウデスガ、此ノ方ノ確保  
ハ十分自信ガアルノデスカ

デ決ルノデアリマシテ、私等ノ方モ隨分其  
ノ點ニ付キマシテハ物ノ方ノ關係デ苦慮シ  
テ居ルノデゴザイマス、併シ今後ノ鐵道施  
設ノ整備ト云フコトニ對スル物ノ方面ニ付  
キマシテハ、十分企畫院其ノ他トモ連絡ヲ  
取リマシテ、確保致シタイト斯ウ考ヘテ居  
リマス

資料ヲ最モ能率的ニ、效果的ニ擧ゲヨウ、  
斯ウ云フヤウナコトヲ考ヘマシテ、昨年力  
ラ小運送ノ統合ヲ日本通運株式會社ガヤリ  
マシテ、昨年ノ幕當リモ相當ノ成績ヲ擧ゲ  
タノデアリマスルガ、此ノ小運送統合ニ要  
スル日本通運株式會社ノ方面ニ於キマスル  
費用ガ相當ニ要リマスルノデ、其ノ費用ノ一  
部ハ大體株金ヲ以テヤル、サウシテ其ノ他  
ノ分ニ付キマシテハ、政府ニ於ケル支拂保

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記開始……  
○(速記中止)  
○委員長(子爵秋元春朝君) 速記開始……  
本法案ニ付テ他ニ御質疑ゴザイマセヌカ、  
差當りナイト認メマシテ次ニ移リマス、先  
程作業會計法中改正法律案ノ際ニ、東郷君  
カラ燃料局長ノ御出席ヲ求メラレテ居リマ  
シタガ、燃料局長官ガ見エマシタノデ、保  
留ノ御質疑ヲ願ヒタイト思ヒマス、東郷君  
○男爵東郷安君 度々繰返シテ恐縮テアリ  
スバ、然れども改めて仰聞ニエリマシタ

ゴザイマス、併シナガラ代用燃料資源ニアリマスル所ノ木炭、薪等ニ付キマシテモ同様デアリマスルガ、御質問ノ「アルコール」ニ付キマシテモ、食糧問題、農村事情等ヲ十分考慮致シマシテ、又他方代用燃料計畫ヲ實施スル必要カラ致シマシテ可能ノ範圍ノ量ヲ代用燃料用ニ振り向ケタイト斯様ニ考ヘテ居ル次第ゴザイマス、代用燃料ト致シマシテ混用ハ固ヨリ單體使用、雙方共用燃料代用燃料デアリマスガ、此ノ可能ノ範圍ノ量ヲ振り向ケタイト斯様ニ考ヘテ居ル次第ゴザイマス

○男爵東郷安君 只今ノ御説明ニアリマシ  
タ可能ノ範圍ノ數量ヲ代用シタイト云フコ

夕日能ハ篠園ノ數量云付用シタイ云ト  
トハ極メテ常識的ノ御話アリマシテ、何  
等意義ヲ挾ム餘地ハナインデアリマスガ、

等意義ヲ挾ム餘地ハナインデアリマスガ、其ノ可能ト云フ、話ノ中ニ只今申上ゲマシ

タヤウナ甘譜、馬鈴薯ノ現在量ノ供給ニ付テ  
ハ農村ニ於テモ御聞キ及ビノヤウナ事情毛

ハ農村ニ於テモ篤闊ヨリヒノアリ。其半ニ  
アルノデアリマスカラ、他ニ代用燃料トナス  
ベキモノハナイ、コ「數年來ノヤウナ緊迫シ

ベキモノハナイ、ココ數年來ノヤウナ緊迫シ  
タ事情デアレバ、何ヲ措イテモ「ガソリン」

ノ代用ハ之ヲ最先順位ニ置カナケレバナラ  
ヌノデアリマスケレドモ、御承知ノヤウナ

事情デアルトスルナラバ食糧問題、農村事情等ヲ考慮ニ入レテ此ノ方面ノ製造事業ニ付

等ヲ考慮ニ入レテ此ノ方面ノ製造事業ニ付テハ再検討ヲ要スベキデハナカラウカトス立

私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、何モ今直  
グニ此處デハツキリシタ御答ヲ得ナクトモ

宜シイ、唯今迄ノ專賣事業ノ實績カラ考ヘ  
テ餘リニ過去ノコトニミ捉ハレルコトハ

テ餘リニ過去ノコトニノミ捉ハレルコトバ  
如何カト思ヒマスノデ宜シク各般ノ事情ヲ  
全體ノ宗旨内ニ即考フ頃ニマノニ今後將

全體的ニ綜合的ニ御考ヲ願ヒマシテ今後諸般ノ計畫ヲ極メテ合理的ニ進メテ戴キタイ

船ノ計畫ヲ極シテ合致的ニ造入テ窮ミト  
ト思フノデアリマスガ、其ノ點ニ付テ如傳

第四部第九類 昭和十五年法律第六十九號中改正法律案特別委員會議事速記録(第一號)



テ居リマスガ、先ヅ工廠資金ノ材料ヲヤルカヤラヌカラ決定スル場合ニ於テ、當局トシテハ出來ルダケ斡旋ノ方法ニ依ツテ直接町カラ買ハセルト云フコトニナシ、ソレガイカラスト云フ時ニ初メテ工廠資金ノ材料ヲ、必要ナ量ヲ限定シマシテ、極メテ局限的ニ致シテ居リマス、其ノ目的ハ今申上ダマシタヤウニ、第一ハ竣工期ヲ確實ニシタイ、適時ニ欲シイ、第二ハ今仰セラレマシタ價格ガ暴騰スルノヲ防グト云フ、コトモ無論アリマス

○男爵東郷安君 先程勅令ノ御説明ノ中ニ、適正ナル利潤ト云フコトガアリマシタガ、是ハ實際ノ運用上問題ガ起リマセヌカ

○政府委員 武井大助君 實ハ適正ナル利潤ト申上ダ積リハナインデアリマスガ、市價ニ依リマス場合ニハ、勿論市價デアリマスカラ宜シウゴザイマスガ、市價ノ無イ場合ニハ海軍ノ現實ニ買入レタ代金、或ハソレヲ原料トシテ製作シタモノガアリマスナラバ、サウ云フ場合ニ海軍部内ニ於テ、製作加工ノ實費、或ハ修理シタモノガアレバ修理ノ實費、ソレニ前ニ申上ダマシタ一分五厘ノ程度ノ損減歩合ヲ加ヘタモノデアリマス、斯ウ云フ工合ニヤッテ居リス

○男爵東郷安君 ソレ等ノ手續ハ陸軍ニ於テモ略、同様ト承知シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(遠藤武勝君) 同様デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御質疑ゴザイマセヌカ、ナケレバ本問題ハ此ノ程和十三年法律第二十三號中改正法律案ニ戾リマス、此ノ法案ニ付テノ御質疑ヲ願ヒマス

ス、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及  
太、此ノ繰入ノ金高ハドノ位ニナツテ居リ  
マスカ、御説明ヲ願ヒマス  
○政府委員(日下部滋君) 關東局ニ於キマ  
シテハ、本年度五千六百十九萬三千六百二  
十一圓ト相成ツテ居リマス、其ノ中ニ一般財  
源繰入ガ千二百十萬圓、租稅ノ繰入ガ四千  
三百七十九萬二千九百一圓、遞信料金ノ値  
上ニ依リマスル繰入ガ三十萬七百二十圓ト  
云フ風ニ相成ツテ居リマス、朝鮮總督府ニ於  
キマシテハ、總額一億六千三百二十一萬二  
千四百十八圓デゴザイマシテ、一般財源ノ  
繰入ガ九百七十五萬圓、租稅ノ繰入ガ一億  
二千六百六十一萬四千三百七十六圓トナツ  
テ居リマス、專賣益金ノ繰入ガ七百四十六  
萬七千九百十七圓、遞信料金ノ値上ニ依リ  
マスルモノガ三百十三萬九千五百四十二圓、  
鐵道事業收入ノ値上ニ依リマスルモノガ千  
六百二十四萬五百八十三圓ト相成ツテ居リ  
マス、臺灣ニ於キマシテハ、總額四千六百  
五十六萬六千三百八十二圓トナツテ居リマ  
シテ、内譯ヲ申上ゲマスレバ、一般財源ノ  
繰入ガ四百七十萬圓、租稅ノ分ガ三千七百  
十五萬二千九百八十四圓トナツテ居リマス、  
專賣益金ノ繰入ガ百九十七萬五千九百八十一  
圓、遞信事業ノ收入ノ増加ニ依リマスル  
分ガ百一萬三千八百七十二圓、鐵道事業ノ  
收入ノ増加ニ依リマスル分ガ百七十二萬三  
千五百四十圓トナツテ居リマス、樺太廳ニ於  
キマシテハ總額千九百二萬一千三百四十一  
圓トナツテ居リマス、内譯ヲ申シマスレバ、  
一般財源ノ繰入ガ千百八十五萬圓、租稅ノ  
繰入ガ六百三十一萬一千六百五十二圓、遞  
信事業收入ノ増加ニ依リマスル分ガ四十八  
萬三百四十一圓、鐵道事業ノ收入ノ増加ニ

依リマスル分ガ三十七萬八千三百四十八圓  
ト相成ツ居リマス  
○委員長(子爵秋元春朝君) 本案ニ付テ他  
ニ御質疑ゴザイマセヌカ、別ニナイヤウデ  
ゴザイマスカラ此ノ程度ニ致シテ其ノ次ニ  
移リマス、昭和十二年法律第八十四號中改  
正法律案、之ニ付テ質疑ヲ御願ヒ致シマヘ  
別ニ御發言モナイヤウデアリマスカラ、是  
モ此ノ儘トシテ其ノ次ニ移リマス、臨時軍  
事費特別會計法中改正法律案、本法案ニ付  
テ御質疑ヲ願ヒマス  
○男爵東郷安君 此ノ第四條ノ後段ノ戰地  
ニ於ケル特別ノ事情ニ基キ必要アルトキハ  
本會計ニ屬スル物資ヲ賣拂フコトヲ得ト云  
フコトヲ中心トシテ、具體的ニ此ノ點ニ  
付テモウ少シ當局カラ御説明ガ願ヘマセヌ  
力  
○政府委員(中村建城君) 此ノ問題ハ或ハ  
陸海軍當局カラ御説明申上ゲタ方ガ的確カ  
ト存ジマスガ、私共ノ起案致シマシタ理由  
ト致シマシテハ、戰地ニ於キマシテハ各種  
ノ物資が非常ニ手ニ入り難イノデゴザイマ  
シテ、軍ニ於キマシテハ色々ナ方法デ手ニ  
入レルコトガ出來マシテモ、軍以外ニ於キ  
マシテハナカヽ手ニ入ラナイ場合ガアル  
ノデアリマス、假ニ一例ヲ舉グマスレバ、  
軍用ノ飛行機デハナイケレドモ軍ノ方デ始  
終使ツテ居リマス民間ノ飛行機ガ、何カ事故  
スヤウナ物品ガ手ニ入ラナイ、斯様ナ場合  
ニ於キマシテ、若シ軍ガソレヲ補給シテヤ  
レバ飛行機ガ直リマシテ又飛ブコトガ出来  
ルヤウニナリマス、ソレニ準ジマシタ各種

ノ場合ガアリマス場合ニ、軍ガ自分ノ需要  
ノ爲ニ買ヒマシタ物デゴザイマスガ、ソレ  
ヲ適宜賣拂ヒマシテ、サウシテ間接ト申シ  
ルカト存ジマシテ、斯様ナ規定ヲ設ケタ次  
第デゴザイマス

○男爵東郷安君　只今御説明ノ程度ノコト  
デアリマスルモノカ、或ハ最近傳ヘラレテ  
居ルヤウニ、南方方面ニ於テ經濟工作ノ進  
展ニ伴ヒ、一應同方面ニ於ケル重要物資、  
軍需品以外ノ重要物資ノ取得及之ガ賣拂ハ  
軍ニ於テ行フト云フコトガ聲明サレテ居ル  
ヤウデアリマスガ、之モ此ノ規定ニ入ルト思ツ  
テ宜イノデスカ

○政府委員(中村建城君)　只今ノ御尋ノ點  
ハ第四條デハゴザイマセヌデ、寧ロ附則ノ  
第二項ニ依リマシテ、「軍ガ戰地ニ在ル軍需  
品以外ノ物資ノ取得及賣拂ヲ爲ス場合ニ  
於テハ其ノ取得及賣拂ニ關スル歲入歲出ハ  
當分ノ内之ヲ本會計ノ所屬トス」此ノ規定  
ノ作用ガ主ナルモノト存ジマス

○村上恭一君　此ノ附則ニ依ッテ見マスルト、  
臨時陸軍材料資金特別會計ト云フモノガ昭  
和十七年三月三十一日ヲ以テ終結スル、サ  
ウシテ其ノ歲入歲出ノ出納ノ事務ハ同年九  
月三十日迄ニ完結スル、サウ致シマスト最  
早此ノ會計ハ全然存在シナイ譯デアリマス  
後ハ決算整理ノ爲ニ存在スルト申スコトガ出  
來ルカト存ジマスルガ、本體トシテハ三月  
三十一日ヲ以テ終結シマシテ、謂ハバ其ノ  
決算ガ終了スレバ自然ニ廢止ニナル、斯様  
ニ考ヘテ居リマス

會計法ヲ廢止スルト云フ法律ハ要ラナイデ  
セウカ

○政府委員(中村建城君) 是ハ實ハ前例ニ  
倣ヒマシタ譯デゴザイマシテ、斯様ナ材料  
資金特別會計ト申ス前例ハナイノデゴザイ

マスルガ、從來事變毎ニ事變特別會計ト云  
フモノガ設置セラレマシテ、其ノ場合ニハ何

時モ、事變終了迄ヲ一會計年度トスルト云フ  
風ナ書キ方ニナツテ居リマシタノデゴザイ

マスケレドモ、此ノ臨時陸軍材料資金モ單  
純ナ事變ノ特別會計デハゴザイマセヌガ、

矢張リ此ノ會計區分ノ問題ハ事變ノ終了迄  
ヲ一會計年度トシテ一特別會計ヲ設置スル  
ト云フコトニナツテ居リマス、之ヲ終結致シ

マス方法ハ法律ヲ以テ、此ノ會計年度ハ何  
時終ルカ、サウシテ其ノ會計年度ノ終タ場  
合ニ終結ヲ何時迄ニ付ケルカト云フコトハ

法律デ決メマシテ、ソレノ終結ヲ付ケマス  
レバ、此ノ會計法ヲ廢止シナイデ自然ニ此  
ノ會計ガ廢止サレルト云フ風ニ從來取扱ッ  
テ居リマシタノデ、其ノ前例ヲ追ヒマシタ  
次第デゴザイマス

○男爵東郷安君 先程ノ私ノ質問ハ御説明  
ノ通り附則ノ第二項ニ係ツテ居ルノデアリ  
マスガ、果シテ左様ナ機能ヲ與ヘラレント  
レバ、經理ハ非常ニ龐大ナモノニ相成リ、  
更ニ之ニ伴フ危険、其ノ他色々ナ支障ガ起ツ  
テ來ルト思フノデアリマスガ、大藏當局ト  
シテハ左様ナ龐大ナモノニ相成ツテモ、是ハ  
此ノ規定ニ基イテ全部軍ニ一任スルト、斯  
ウ云フ御決心ナンデスカ

○政府委員(中村建城君) 實ハ此ノ經理ノ  
理論カラ申シマスレバ、假令規模ガ小サイ  
場合ニ於キマシテモ、此ノ貿易關係トカ、  
民需品ノ賣買ハ、若シ假ニ政府ガシテモ、

此ノ臨時軍事費會計以外ノ會計デヤルト云  
フコトガ、理論的ニハ適當ト思ヒマスガ、  
唯戰地ノ實際ニ於キマシテハ當分ノ内矢張

リ陸海軍ガ物ヲ取得スル、或ハ物ヲ輸送ス  
ル、或ハ内地カラ持ツテ行ツタ物ヲ賣拂フ、  
是ハ軍以外ノ者ガヤルト云フコトハ當分ノ  
内ハ豫想サレマセヌノデ、此ノ場合ニ經理  
ヲニツニスルト、或分ハ臨時軍事費會計ニ  
所屬スル、或分ハ貿易會計ト申シマスカ、  
サウ云フ特別會計ニ所屬スルモノ、サウ云

フコトデハ間違ガ出來マセウシ、又經理擔  
當者モ玄人バカリデハナイノデ、間違ガ起ツ  
テ而モ苦勞スル、ソレ故ニ各種ノ不都合ヲ  
生ズルノデ、理論上ヨリモ實際ヲ取リマシ  
テ當分ノ内ハ一ツノ會計デ致シマシテ、軍

ガ當分ノ内擔當シナケレバナラヌ物ノ取  
得、或ハ賣拂フ一本ノ會計デ致スコトガ寧  
ロ實際的ニハナカラウカト、斯様ニ考ヘ  
マシテ、私共ト致シマシテハ當分ノ措置  
トシテ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマ  
ス

○男爵東郷安君 世間一般ハ出來ルダケ早  
ク軍政ノ手カラ離テ、經濟工作ガソレゾ  
レノ方面ニ於テ専門的ニ行ハレルト云フコ  
トヲ希望シテ居ルノデアリマスルカラ、先  
程申上げマシタヤウナ色々ノ弊害トカ、其  
ノ他思ハザル龐大ナルモノニナル虞ヲ防グ  
ニ分ケテ御尋ネシタイノデアリマスガ、聞ク  
所ニ依ルト昨年度ハ、今糖業年度ハ非常ナ  
豊作デアルニ拘ラズ、船舶運輸ノ關係上内  
地デハ供給不足ダ、従ツテ臺灣ニ滯貨ガ非常  
ニアルト云フコトデアリマスルガ、交通運輸  
ニ關スルコトデモアリ、幾分祕密ヲ要スル  
コトモアリマセウカラ、若シ速記ヲ止メテ  
デモ或程度ノ御話ガ承レ、バ大變仕合セダ  
ト思ヒマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 本案ニ付テ他  
ニ御質疑ゴザイマセヌカ、ナイヤウニ見受  
ケマスカラ、是デ大體一通リダケ質疑ハズツ  
ト濟マセマシタガ、尙三残ツテ居ルモノガ  
アリマスカラ、ソレヲ濟マセテ、サウシテ今度討論  
ニ入リ、サウシテ採決ヲ各案毎ニヤル、斯

シテ居リマス、此ノ邊ノ所デ御勘辨願ヒタ  
イト思ヒマス

デ此ノ問題ヲ十分ニ考ヘテ居リマスルカ  
ラ、恐ラク御趣旨ノヤウナ點ガ御満足ノ行  
クヤウナ結果ニナルノデナイカト私共想像  
シテ居リマス、此ノ邊ノ所デ御勘辨願ヒタ  
イト思ヒマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 本案ニ付テ他  
ニ御質疑ゴザイマセヌカ、ナイヤウニ見受  
ケマスカラ、是デ大體一通リダケ質疑ハズツ  
ト濟マセマシタガ、尙三残ツテ居ルモノガ  
アリマスカラ、ソレヲ濟マセテ、サウシテ今度討論  
ニ入リ、サウシテ採決ヲ各案毎ニヤル、斯

ニマシテノ關聯シタモノモアリマセウシ、  
又マダ御質問ノ殘ツテ居ル方モアリマセウ  
カラ、ソレヲ濟マセテ、サウシテ今度討論  
ニ入リ、サウシテ採決ヲ各案毎ニヤル、斯

## 出席者左ノ如シ

午後四時二分散會

委員長 子爵秋元 春朝君

副委員長 男爵東郷 委員

公爵岩倉 具榮君

侯爵佐竹 義春君

伯爵柳澤 保承君

子爵今城 定政君

村上 恒一君

田口 弱一君

大藏次官 谷口 恒二君

大藏書記官 濱田 德海君

同 中村 建城君

午後三時二十七分速記中止

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記開始、皆

同 同 日下部 滋君

同 三橋 四郎次君

同 諸橋 久太郎君

同 黑田 英雄君

同 村瀬 直養君

同 男爵伊藤 一郎君

同 三橋 四郎次君

同 梅北 末初君

## 政府委員

出席者右ノ如シ

午後一時半カラ此ノ殘リノ全部ノ法案ニ付

專賣局長官	山田 鐵之助君
陸軍主計大佐	遠藤 武勝君
海軍主計中將	武井 大助君
燃料局長官	橋瀨 常猪君
燃料局事務官	畠中 大輔君
鐵道省經理局長	平山 孝君
臺灣總督府總務長官	齊藤 樹君
臺灣總督府財務局長	中嶋 一郎君
保險院長官	樋貝 詮三君
保險院總務局長	歌田 千勝君

昭和十七年一月三日印刷

昭和十七年一月四日發行

貴族院事務局

印刷者  
內閣印刷局